

## 障害者共同作業所づくり運動と福祉政策

上 掛 利 博

- I. はじめに——課題と対象——
- II. 共同作業所づくり運動の誕生
  - (1) 「ゆたか共同作業所」のなりたち
  - (2) 障害者の立場にたつ共同作業所づくり
  - (3) 自治体への要求運動と社会福祉法人化
  - (4) 小 括
- III. 共同作業所づくり運動の発展と福祉政策
  - (1) 共同作業所全国連絡会の設立
  - (2) 無認可作業所の制度化要求
  - (3) 「自立論」と福祉政策
- IV. むすびにかえて

### I. はじめに——課題と対象——

「ハタラキタイ、ハタライテヒトツナガリ イキテイル ヨロコビヲ ツカミタイ」——この言葉は、重度の脳性マヒで強い言語障害をもつ障害者が、在宅の生活をつづけるなかで労働への強いねがいを全身からふりしぼるようにして語ったものである。ここには、「働く」ことの意味が「人とつながる」ことにあり、それが生きる喜びであるという労働観がはっきりと示されている。人間の本质が社会的諸関係の総体にあること、そして労働こそが人間発達の源泉であることを明らかにしたのは、周知のとおりマルクスとエンゲルスであつた。<sup>2)</sup>この理論に導かれた「発達保障」の立場から、障害がどんなに重くても、人間としての豊かな発達をめざして「働きたい」という障害者の願いや「働かせ

たい」という家族の願いから生みだされたものが、「共同作業所」なのである。<sup>3)</sup>

障害者の共同作業所づくり運動の出発にあたり、全障研（全国障害者問題研究会）の田中昌人氏は、その意義について以下のように述べている。

「この運動においては、障害者の働くことの必要性を“企業における職務遂行能力”の有無だけにおいてみているではありません。国連の障害者の権利に関する宣言などが認めているように、障害の種類や程度等にかかわらずすべての障害者にとって、働くことと学ぶことは生涯にわたって“本人の能力を可能なかぎり十分に発達”させていくために必要不可欠なこととしてとらえ、その実現のために取組んでいるのです。しかもその取組みを国民各層の共通な利益、国民全体の根本的利益の実現をめざす課題と結び、反民主主義、反障害者的な攻撃や攪乱を許さないものとして進めているところに重要な特色があります<sup>4)</sup>」。

ここには、共同作業所づくり運動が、第1に、障害の種類や程度をこえてすべての障害者の働く権利を保障する運動であること、第2に、国民諸階層と結んだ社会運動の一つとして統一戦線の運動であること、という民主主義の運動の評価点が示されている。本稿は、この2点を分析視角として、(1)共同作業所づくりをめざす運動がどのようにして起こり発展してきたのか、(2)この運動が既存の行政に対してどのような変革をせまり、そして福祉の考え方について何を提起しているのか、を明らかにすることを課題とする。<sup>5)</sup>

1981年の国際障害者年（International Year of Disabled Persons）を契機に、<sup>6)</sup>わが国においても障害者の存在が国民的課題としてクローズアップされたことは事実であろう。しかしながら、スローガンの「完全参加と平等」は、とりわけ労働権の保障という点で不十分なままにとどまっているといえる。例えば、1981年に設立された吉備松下(株)にはじまる「第3セクター方式」による障害者雇用政策が、個々の対策を十分講じても就職できない「重度」の障害者を対象とすることをうたいながらも、実際には一般雇用で通用する職業能力上は「軽度」<sup>7)</sup>の障害者を一ヶ所に集め効率的に活用するものであったこと、があげられよう。こうした政策をとった結果、「第3セクター方式」などによる助成金を利用する

ことができた大企業の身障者雇用率はやや改善されたものの、職業能力の点で一般雇用が実際上困難な「ちえおくれ」などの重度重複障害者がとり残されたままになったのである。それゆえ、福祉政策の検討にあたっては、「援助を真に必要とする人びと」が誰であり、必要な援助がどのようなものであるのか、また、「民間の自由な活動」を保障することと「国民の福祉」を増進することは二者択一の関係にあるのかどうか、という点が明らかにされなければならない。「日本型福祉社会」をめぐるかかる論点について、本稿で検討する共同作業所づくり運動は、最も重度の障害者を対象とし、無認可から出発した民間の自主的活動であるという点で、明快な解答を与えていると思われる。

わが国の福祉政策の特色は、福祉水準の全般的な低位性ととともに、対象者の選別性にみることができる。例えば障害者対策においても、身体障害者、精神薄弱者、精神障害者を峻別し、差別的対応をしている。その典型が、1960年に制定された身体障害者雇用促進法であった。すべての障害者の雇用保障をめざす障害者関係団体の運動にもかかわらず、76年の改正法においても、精神薄弱者等は法律の対象とされなかったのである。<sup>9)</sup>さらに、1983年のILO第159号条約において「すべての種類の心身障害者」の雇用機会均等が定められているにもかかわらず、1987年の法改正にむけて、身体障害者雇用審議会（白井泰四郎会長）は、精神薄弱者についてこれまでどおり法律の雇用義務の対象外におくとする意見書を提出したのである。<sup>11)</sup>わが国においてみられる、国際社会の動向と逆行したこのような障害者の選別への固執は、何を意味するのであろうか？近代日本における障害児教育の特質として、「“無用”を転じて国家の為の“有用”となすというイデオロギー」の存在が指摘されているが、今日のわが国の障害者雇用政策においても、資本のために有用かどうか、国の負担を節約できるかどうかという点が第一義におかれて、障害者の選別が行なわれていることを示しているのである。したがって、かかる福祉政策の考え方に対して、すべての障害者の労働権を保障することをめざす共同作業所づくり運動は、真正面に<sup>13)</sup>対峙する運動であると位置づけることができよう。

- 1) 共同作業所全国連絡会編『働くなかでたくましく』全国障害者問題研究会出版部、1979年、16ページ。
- 2) 例えば、G. クラップ『マルクス主義の教育思想』（大橋精夫訳）御茶の水書房、1961年などを参照。
- 3) 「共同作業所」と呼ばれるもののなかには、無認可の小規模障害者作業所だけでなく、認可された身体障害者通所授産施設や精神薄弱者授産施設（通所）などが含まれている。ちなみに、1986年度の地方自治体による補助対象の作業所数は1,155ヶ所であり、精神障害者の共同作業所（全家連1985年度調査197ヶ所）および地方自治体立の法外事業を含めると、小規模障害者作業所が全国で1,500ヶ所を越えることは必至とされている（『共作連ニュース』No. 77, 1986年9月25日）。1ヶ所平均10名前後の利用人員としても、1万5,000人からの障害者がこうした作業所を利用していることになる。
- 4) 『共作連ニュース』No. 1, 1977年11月15日。
- 5) 本稿はまた、障害者の雇用問題を問うことが、日本における「労働」や「福祉」のあり方についての反省をせまるものであることを自覚している。秦安雄氏は、「共同作業所の実践や運動の成果は、人間にとって労働とは何であるか、その本質をあらためて浮き彫りにしている」と述べている（『共作連第1回全国集会報告集』1978年、14ページ）。
- 6) 国連は、1982年から1991年までの10年間を国際障害者年の行動計画実現の10年としており、1986年はその折り返し点であり、「中間年」にあたる。
- 7) 拙稿「巨大企業の障害者雇用と“福祉”」（三好正巳編著『現代日本の労働政策』青木書店、1985年所収）、および「第3セクター方式による障害者雇用政策について」（『障害者問題研究』第42号、1985年8月）を参照。
- 8) 臨調「行革」路線の展開のもとで、1981年7月の臨調第1次答申において「援助を真に必要とする人びとには、暖かくまた十分な福祉サービスを提供」するとしながら、1983年3月の最終答申では、「国民の福祉のため真に必要な施策は確保しつつ、同時に民間の自由な活動を十分に保障する最小限のものでなければならない」として、福祉に対する政府の責任が免罪されている（臨時行政調査会OB会編『臨調と行革——2年間の記録』文真舎、1983年、259ページ、366ページ）。
- 9) 拙稿「日本における障害者雇用政策の今日的展開」『立命館経済学』第32巻5・6号、1984年2月、130ページ以下。
- 10) ILO、1983年の職業リハビリテーション及び雇用〔心身障害者〕に関する条約（第159号）と同勧告（第168号）。
- 11) 『赤旗』1986年7月21日付。

- 12) 西田美昭「近代日本における障害児教育の特質」（東京大学 社会科学研究所編『福祉国家』第6巻，東京大学出版会，1985年），312ページ。
- 13) 1974～75年世界同時不況以降のわが国の「安定成長」下で、「企業社会」へ向けての生存競争は激化し，大企業の労働組合が資本に一方的に協力する関係が生まれるなかで，「低成長下の住民運動の停滞」（三宅明正・庄司俊作「現代社会運動の諸局面」『講座日本歴史』第12巻，東京大学出版会，1985年，220ページ）という事態が指摘されている。換言すれば，「人間の尊厳 (Human Dignity)」(沼田稲次郎「社会保障の思想」沼田他編『社会保障の思想と権利』労働旬報社，1973年，28ページ以下) が失われる過程でもあったこうした状況のなかにおいて，驚くべきスピードで発展しつづける共同作業所づくり運動について，社会運動としての意義を確定することは，今日の日本において「福祉」の問題を考えるうえでとりわけ重要であると思われる。

## II. 共同作業所づくり運動の誕生

### (1) 「ゆたか共同作業所」のなりたち

はじめに，戦前戦中の障害者の状態について，「ゆたか共同作業所」の創設にかかわった浦辺史氏は，次のように述べている。

「障害者は『不具廃疾』とよばれ，学校や職場から無能力者として疎外され，生涯を社会の底辺でひかげぐらしの運命でした。めくら・おし・白痴・低能・かたわ・びつことさげすまれ，その数すら調査されることもなくその出現率は男性は20才の壮丁検査までわかりませんでした。小学校令33条には『ふうてん・はくち・不具・廃疾又は貧窮の者は就学を免除』され，教育をうけることができませんでした<sup>14)</sup>」。

社会の底辺で「ひかげぐらし」の生涯を送らなければならないようなこうした状態は，戦後の民主的改革を経た後も，重度の障害者についてはほとんど変わることにはなかった。「ゆたか福祉会」の西尾晋一氏は，1960年代後半の障害者をめぐる状況について以下のように証言している。

「“ちえおくれ”や“脳性マヒ”の重い人，重症心身障害者の人たちは，『早

く死ぬ』『長くは生きられない』と宣告され、“生存さえ免除”される状況でした。義務教育も保障されず、障害の軽い人が数少ない障害児学級や養護学校へ就学してただけで、あとは“就学猶予”“就学免除”されて、家庭や施設におかれていました。施設の数も少なく、“育成・訓練”“更生・社会復帰”の可能な者が対象とされ、そこでは“劣等処遇”が当然のこととされていました。身障手帳をもらっても、何の恩恵もありません。福祉は、“お上”をお願いして授けられるものであり、『人の世話にならなければ生きられない障害者は、世間の人に愛される障害者であれ』と教えられていました。つまり、その当時は、未だ日本国憲法の理念も、それにもとづく“医療”“教育”“福祉”の制度も、障害者には及んでいなかったのです<sup>15)</sup>。

このような状況に対して、障害をもつ子どもの親たちが、教師と手をつなぎ立ちあがったのである。1960年代前半の「特殊教育」振興策<sup>16)</sup>により、名古屋市内にも80をこえる「特殊学級」が設置され、その半数におよぶ中学校の「特殊学級」が毎年多くの卒業生を送り出すようになった。おりからの「高度経済成長」で若年労働力が不足するなかで、労働力流動化の対象として心身障害者が位置づけられたこともあって、「精神薄弱」者のなかでも資本が要求する職務に適應すると思われる者は一般企業に受け入れられたが、しかし、障害が重く、職務に適應しない中度・重度の「ちえおくれ」障害者は、資本の採算に合わないために、卒業しても就職できないまま家庭で保護されていた。また、行政の側でも名古屋市、愛知県の事業として職業訓練の場、授産施設などはほとんど皆無にひとしい状態であった。こうしたなかで、特殊学級の担任や「南区手をつなぐ親の会」の代表らが、通所授産施設の必要性を痛感し、「自分たちで何とか子どもの働く場所をつくろうと思いたった」わけである<sup>17)</sup>。

1967年6月に、日本福祉大学の教員の参加もえて通所授産施設「豊職業センター」設立準備会が発足している<sup>18)</sup>。しかし、すぐに社会福祉法人の認可をうけることがむつかしいことから、東京にある社会福祉法人「いたる臨床発達指導センター東海支部設立準備会」という形で別名を「名古屋グッドウィル工場」として開設<sup>19)</sup>、南区の中小企業（片山起業会社）の一角50坪の建物を借用し、輸出

用のドラム楽器の組立の下請作業を開始したのが、1968年3月であった。7名の「特殊学級」卒業生と2名の地域で家庭に保護されていた「ちえおくれ」の仲間と、社会福祉系大学卒の2名の指導員で出発、生産の質量ともにすばらしい伸びを示し、10ヶ月で12名の仲間と4名の指導員集団をもつまでになった。<sup>20)</sup>ところが、1年もたたない1969年2月1日に、親会社が取引先の事情から突然倒産し、工場も仕事も奪われ路頭に迷うことになったのである。「子どもたちは喜んで毎日仕事にゆき、のびのびと仕事に励んでいる。この職場は失いたくない」という親の基本的な要求、障害者の「働きたい」という要求をもとに、倒産した翌日から、父母、指導員、仲間たちが一体となって、関係官庁に工場の公共性を訴えるとともに当面、土地と建物を提供せよという要求を出したり、仕事をさがしに走りまわったりするなかで、「働く場の保障を権利として要求し、その実現には運動が必要であること」が目的意識的に追求されることになった。<sup>21)</sup>こうして「ゆたか共同作業所」づくりの“運動”が始まったのである。

この時の合い言葉であった「親会社が倒産すると自分たちも倒産するような工場ではなく、もっと多勢の人びとに支えられた名実ともに共同の作業所を建設していこう」というスローガンのおりに、運動の輪を外に向かって広範な人びとへと広げ、全障研愛知支部、愛障懇（愛知県障害者問題懇話会）、日社職組（日本社会事業職員組合）愛知支部、社会福祉系大学の学生、医師など多くの団体や個人に広げていったのである。なかでも、名古屋中小企業家同友会が、ただたんに慈善事業的に資金や仕事を提供するのではなく、「ゆたか共同作業所」の事業の意義を理解し、それを運動として発展させていくという立場から職場づくりに参加したことが大きな支えとなつたとされている。名古屋中小企業家同友会の常任理事でゆたか共同作業所設立準備会代表であった今井保氏自身も、朝鮮戦争後の鉄工業界の不況のなかでページをうけて失業し、職場がないという<sup>22)</sup>ことで非常に苦勞した経験から、「雇<sup>う</sup>て<sup>く</sup>れ<sup>る</sup>人<sup>が</sup>い<sup>な</sup>い<sup>の</sup>で<sup>職</sup>場<sup>を</sup>作<sup>る</sup>しか<sup>な</sup>い<sup>の</sup>という<sup>23)</sup>発想に立ちまして現在の共同機械製作所を発足させた」（傍点は引用者）と述べている。このような経験が、ゆたか共同作業所づくり運動に生かされていったのである。

1969年3月14日付の「ゆたか共同作業所建設趣意書」に書かれた以下の言葉が、この運動の性格をよく示している。

「このゆたか共同作業所は今日心をよせあつめている10数名の子と親たちだけのものでなく、広く心身障害者の為の希望にみちた作業所へ発展させるべきであり、その必要性、有益性を立証する実践の場であり、又社会一般の無理解を啓蒙する一つのセンターでありたいと思います<sup>24)</sup>」。

したがって、共同作業所設立のための資金は、1口5万円の出資とカンパによることとし、200万円の出資金と80万円のカンパを集め、また、17社にのぼる企業家が仕事の依頼を申し出るなかで、4社の下請けをすることにより連作して倒産しないようにした<sup>25)</sup>のである。作業の種類は、①鋳物中子づくり（木枠に化学調合された砂をつめこみ炭酸ガスをかけ固める作業）、②熱処理前行程作業（ミシンとか自動車用の約50種類の部品を熱処理前の段階で針金でしばる作業）、③銅パイプ折曲げ加工（5mの銅パイプを切断し面取りして各種の型に曲げ、その両端にプラグを取りつける作業）、④インターホンの部品加工（ハンダ付、ゴム足付、ターミナル取付など）の4種類<sup>26)</sup>であり、軽作業中心で納期にもゆとりがあって、障害者の職業能力にマッチしたものであった。

このようにして、「ゆたか共同作業所」は、公的な援助をなんらうけることなく、個人の発起から出発して巾ひろい運動として組織され、個人および関係諸団体の協力共同の事業として進められたのである。すなわち、ゆたか共同作業所設立運動が、「柱1本もちよって日本一の工場をつくらう<sup>27)</sup>」のあいことばのもとに、職員、仲間、親が結集して多くの人々に理解と協力を訴え広めていったように、共同作業所づくり運動はその出自において「社会運動」として自らの存立基盤を自覚したのである。

## （2）障害者の立場にたつ共同作業所づくり

名古屋グッドウィル工場での10ヶ月の実践のなかでは、様々な問題も起こっている。たとえば、中・重度の「ちえおくれ」の障害者も立派に働けることが証明されるなかで、親会社から、合併して本社の精薄部門としてやった方が持

来性があるという合併案が執りようにもちかけられている。これに対して、企業側の労働力不足解消を目的とした合併論であるとしてその本質を明らかにし、「一企業の中で生産ノルマにしばられ障害者自身を中心にするにすえない、又、仕事を優先させる経営方式には断固反対」して「障害者の状態にあわせて作業配置、スケジュールを組んだ」結果、作業中のテンカン発作の数が激減した事例や、転職を重ね病気がちであった仲間がすばらしい出勤率をほこるようになった事例<sup>28)</sup>が生まれていったことが報告されている。

また、名古屋グッドウィル工場の運営をめぐることも、倒産を契機に6人の運営委員のなかで意見の対立が顕在化している。それは、「今後の職場は営利追求の株式組織にし、利潤をあげる。この方針は障害者の福祉（発達）を阻げるものではない」という考え方であり、「知恵おくれということがわかれば仕事ももらえない」というように差別を是認しそれをかくそうとするものであった。こうした利潤第一の考え方は、「障害者の人間としての基本的な権利を保障し<sup>29)</sup>ていく」という立場を基調とする実践のなかで克服されていったのである。

このように、名古屋グッドウィル工場から新たな共同作業所づくりへの展開のなかで、「対象者を中心とした作業環境をつくりだしていくなら、もっと広範な働けられないものとされている障害者も障害の種別をこえて<sup>30)</sup>働らく喜びを味わえる場がつけられるという点を教訓として確認<sup>31)</sup>」（傍点は引用者）するところまで、運動は発展したのである。そうして、「ゆたか共同作業所」では、「障害者を作業所の主人公として位置づけ、人間にとって“働くということ”“労働の保障の大切さ”と、障害者の集団的労働を通しての人間の発達を追求する実践<sup>31)</sup>」が展開されていくことになったわけである。

こうした運動の質的転換をもたらした背景にかんして秦安雄氏は、一方で、職員集団が全障研運動に参加し、発達保障の理論を学ぶなかで「労働を基本的人権としてとらえ、すべての障害者の労働保障をめざして、自覚的、意識的にとりくむ」ことがより明確にされたこと、また他方で、日本社会事業職員組合に加盟し、「施設労働者としての生活と権利を守る連帯の環の中にはいっていき、諸活動の中心的役割を担う職員集団になっていった」ことをあげ、このよ

うな職員集団の組織こそが「ゆたか共同作業所」発展の大きな条件であったと指摘<sup>32)</sup>されている。

### （3）自治体への要求運動と社会福祉法人化

しかしながら、「障害者共同作業所」の第1号として「ゆたか共同作業所」が発した頃の障害者運動のなかでは、こうした取り組みは理解されず、自主的な運動のなかからも「行政の肩がわりではないか」「障害者を搾取するものではないか」という疑問が出されるような状況であった。<sup>33)</sup>

ゆたか作業所は、その設立当初から「“ゆたか”のようなところは本来は自治体が責任を持つべき」ことを主張してきたが、行政当局はすぐには関心を示さなかった。1969年7月の第1回自治体交渉では、「若いのにごころうさん」という答えだけで存在さえ無視され、70年2月の第2回交渉では、「個人が勝手にやっていること、市は協力のしようがない」という回答、70年12月の第3回交渉で、民生局長から「ゆたかさんには感謝しています。市がやらなければいけないことをやってみえる。具体的な助成の方法はありませんが、福祉法人にされればまた方法が考えられるのだが」との発言があり、初めて福祉法人化の方向が自治体の側から提案されたのである。このような対市交渉の流れの中で、またこの時期の経済不況のあおりで仕事量が半減し、ゆたか作業所を維持することさえ困難な状態が生まれ、「“ゆたか”の問題は“ゆたか”だけでは解決できない」として、「政治との関連の中で“ゆたか”を考え、政治の中で“ゆたか”の問題を解決していく」方向が明らかにされてきたのである。そうして、1971年5月の第4回自治体交渉では、4月に行なわれた市議会選挙で野党の議席が保守党の議席を上まわるといふ社会情勢の変化のもとで、「市のいきとどかない部分を熱意のある指導員を中心にがんばっている」として評価され、懸案となっていたマイクロバスの車検の費用については市が責任をもつ、法人化されるまでの間の助成も考える、という成果を得たのである。<sup>34)</sup>

社会福祉法人化については、法人化を“ゆたか”がめざす「最終的な目的」とせず「作業所を永続させるひとつの運動の段階」としてとらえ、通過点と

して活用する方向を示している。そして、行政が法人認可に必要な面積80坪に対する増築分の費用 200 万円 (名古屋市150万, 愛知県50万円) を助成することで、ゆたか共同作業所は、1972年2月より、定員20名の「社会福祉法人ゆたか福祉会、精神薄弱者授産施設 (通所)」となったのである。<sup>35)</sup> 法人認可によって、措置費や補助金が支給され、職員の身分もある程度保障され、公共的な施設として経営面でも安定するなどの「公的基盤」ができ、ここを窓口として今後の諸活動が展開しやすくなるメリットがあった。しかしながら、社会福祉法人授産施設は、①厚生省の管轄で、保護の立場をとり障害者をひとりの労働者としてみなさず、社会保険等もなくなるなど働く権利が認められないこと、②18才以上の「精神薄弱」者が対象であり、年齢に達しない者、「精神薄弱者」の認定をされなかった者は入所できないこと、などの問題を含んでいた。<sup>36)</sup> したがって、主体的条件がないのに共同作業所が法人認可だけを追求すると、人事権や運営への行政の介入をまねき、民間の自主的運動体として築いてきた「あらゆる障害者の労働権を保障する」という内容を後退させることになりかねないのである。

認可施設化にともない、それまで一緒に働いてきた仲間のうち入所できない人がでたり、周囲にも作業所に入りたいという人が増えたこともあって、1972年4月に無認可で、2番目の「みり共同作業所」を開所している。そして、1973年4月の革新市長誕生を経て、「すべての障害者に働く場と生活の保障をめざして」署名運動を展開し、同年10月に身障、ちえおくれの人たちを含めて「精神薄弱者通所授産施設・みり共同作業所」(定員25名)として認可されている。さらに、この時期、「障害の重度化・重複化」の傾向が顕著になるなかで、第3の施設づくりの取り組みを開始し、75年6月に「障害者の人間らしい生活をめざす施設づくりの会」を結成し、名古屋の主な障害者の団体や親の団体が参加するなかで、76年4月に無認可で「なるみ共同作業所」を発足させ、そして同年12月に認可をうけている。<sup>37)</sup>

以上のように、障害者の労働権保障をめざして自主的運営をはじめた「ゆたか作業所」から、障害の種別を越えることを自覚的に追求した「みり作業所」、そして障害のより重い人たちの労働の保障をめざした「なるみ作業所」

へと、共同作業所づくり運動は発展してきたわけである。

#### （４）小 括

障害者共同作業所づくりは、以上に述べてきたように、外へ向けての社会運動として誕生したのであった。したがって、地域社会でのニュース（『ゆたか福祉会広報』）の発行をはじめ、その実践を広く社会へと知らせ、共同作業所についての情報を共有する課題を担っているといえよう。「ゆたか」「みのり」両作業所の7年間の実践をまとめた報告集が、1975年7月に『ゆたか福祉会年報』第1号として出版されている。そこでは、なんら行政的援助のないなかで「障害者の人間らしい生活と発達の保障」をめざして「苦難の歴史」を積み上げてきたなかから、「基本的な問題」として次のことが明らかにされている。<sup>38)</sup>

第1に、障害者の働く場を保障するとりくみに始まり、「労働」を発達の保障と生活の保障をめざす権利としての思想に高める実践にとりくんできたこと。

第2に、作業所の主人公は利用者である「仲間たち」であるという立場に立ち、仲間集団の徹底した話し合いを常に基礎とし、行動するなかで一人一人の仲間の要求＝自己主張を引き出し、大切にすることを通して自治を確立しつつその実現をめざしてきたこと。そして、作業所の役割を時間内での生活で終わりとせず、仲間の全生活とかかわりながら、家族と手を取り合い、共に学び変革する立場に立ったこと。

第3に、作業所は、障害者と家族の人並に働きたい働かせたいという要求、職員の生きがいのもてる仕事をしたいという要求をもとに、それを社会運動として展開するなかでつくりだされてきたのであるから、「作業所はみんなのものだ」という共同財産、共同責任としての理念を打ちたてたこと。そのなかで、作業所運営に直接的に責任を負う職員集団が、討論・学習・行動のなかで仲間と対等平等の人間関係を確立し、共に学び育ちあう立場と、指導し援助するという専門的立場とを統一して実践にとりくむなかで、集団としての発展に努力し、民主的運営をめざしたこと。

第4に、障害者の隔離、保護のための施設づくりに反対し、障害者が社会の

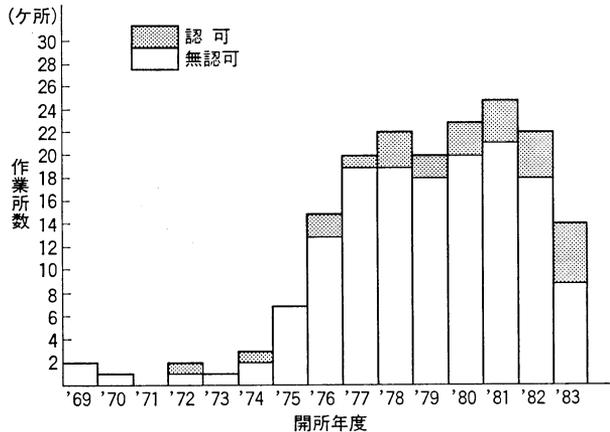
一員として人間らしく生活し発達していくための地域に開かれた、民主的・地域社会づくりの一環としての障害者のための施設づくりを押しすすめたこと。

第5に、障害者問題を障害者、家族のみの問題とすることに反対し、企業家団体、労働組合をはじめ各種の団体個人に訴え、共に行動し学びあうことを通し国民すべての問題とするなかで正しく前進していく、という立場にたったこと。そして、障害者問題を行政や政治の場に押しだし、障害者＝国民の立場に立つ行政や政治の変革にも積極的にとりくんできたこと。

以上である。すなわち、①障害者の労働権保障をめざす、②作業所の主人公としての障害者の全面発達を追求する、③作業所運営のカナメとしての職員集団の発展と民主的運営をめざす、④地域社会づくりの一環としての施設づくりをめざす、⑤障害者問題を国民的課題として提起する、という考え方であった。

これらは、その後の共同作業所づくり運動のなかに受け継がれ生かされてゆくことになる。例えば、在宅障害者の労働を保障することは、障害者個人の発達のみならず家族全体の生活保障につながるとした「あさやけ作業所」（東京都小平市、1974年6月）、家から通って働ける作業所がほしいという要求から出

第1図 共作連加盟作業所数と開所年の関係



(出所) 共同作業所全国連絡会「加盟作業所・施設実態調査報告書」(共作連第4次調査、1983年10月実施)、18ページ。

発した「ひかり園作業所」（滋賀県長浜市，1974年2月）や「こぶし共同作業所」（栃木県宇都宮市，1975年4月），一般に「働けない」とされてきた重度のちえ遅れ障害者にも働く場所と適切な指導があれば，働く仲間の集団の中でいきいきと豊かな人間性を発揮してゆくとした「草笛共同作業所」（静岡県小笠町，1975年10月），すべての人間を受け入れることをめざした「すずめ共同作業所」（高知市，1975年11月），府立与謝の海養護学校を設立し民主的地域づくりをすすめてきた京都北部で，学校教育終了後の障害者の労働，生活，発達など諸権利を総合的に保障する場として公立公営の「労働・生活施設」を要求するなかではじめられた「峰山共同作業所」（1975年6月）をはじめ，「大宮共同作業所」（1975年2月），「宮津共同作業所」（1976年3月）などというように，1975年ごろからつぎつぎに共同作業所が誕生していったのである（第1図）。

- 14) 『共作連ニュース』No. 62，1985年6月25日。
- 15) 西尾晋一「ゆたか福祉会の事業と実践」『賃金と社会保障』No. 945，1986年9月上旬号，42ページ。
- 16) 日教組特殊学校部などの要求運動により1956年に公立養護学校整備特別措置法が成立，翌年から養護学校への国庫補助，特殊学級への開設補助がなされるようになった。そして，1959年の中教審「特殊教育の充実振興についての答申」にもとづき，文部省は，「肢体不自由養護学校増設5ヶ年計画」（1960年度を初年度とし未設置県の解消を目標とする），「特殊学級増設5ヶ年計画」（1961年から計3,916学級の増設を目標とする）に乗り出した。また，1952年には精神薄弱児育成会（手をつなぐ親の会）が結成され，親・教師を中心とする持続的な運動がはじめられていた。
- 17) 清水寛・秦英雄編『ゆたか作業所』ミネルヴァ書房，1975年，76～78ページ。
- 18) 1967年は，全国障害者問題研究会（全障研）および障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）が結成された年であり，障害者福祉運動における画期的な年であった。
- 19) 『ゆたか共同作業所で働く仲間たち（I）』，1970年7月（がり版印刷），12ページ。
- 20) 前掲『ゆたか作業所』，79ページ。
- 21) 同上，94～96ページ。
- 22) 同上，98～100ページ。
- 23) 1983年7月2日，今井保氏のヘレンケラー福祉賞受賞パンフレットより。

- 24) 『ゆたか福祉会15年のあゆみと事業の概要』1984年、7ページの写真複写による。
- 25) 前掲『ゆたか作業所』、99ページ。
- 26) 前掲『ゆたか共同作業所で働く仲間たち（Ⅰ）』、15ページ。
- 27) 『ゆたか福祉会年報第1号』、1975年、1ページ。
- 28) 前掲『ゆたか共同作業所で働く仲間たち（Ⅰ）』、14ページ。
- 29) 同上、14～15ページ。
- 30) 同上、15ページ。
- 31) 西尾、前掲論文、42ページ。
- 32) 秦安雄『障害者の発達と労働』ミネルヴァ書房、1982年、30ページ。
- 33) 西尾、前掲論文、42ページ。
- 34) 以上は、『ゆたか共同作業所で働く仲間たち（Ⅱ）』1971年9月（がり版印刷）、30～31ページ、および前掲『ゆたか作業所』105～109ページ。
- 35) 前掲『ゆたか作業所』、114～115ページ。
- 36) 同上、116～117ページ。
- 37) 西尾、前掲論文、43～44ページ。
- 38) 前掲『年報第1号』、1～3ページ。
- 39) 秦、前掲書、62～66ページ。各作業所の開所年月日については、『共作連第9回全国集会報告集』（1986年）の330ページ以下の年表を参照。

### Ⅲ. 共同作業所づくり運動の発展と福祉政策

#### （1）共同作業所全国連絡会の設立

1970年代後半の障害者の雇用をめぐることは、一方で、1976年の身体障害者雇用促進法の改正を求める障害者団体の運動と、他方で、より重度の障害者を対象とした共同作業所づくり運動の急激な高揚とによって特徴づけることができる。<sup>40)</sup> 当時の共同作業所づくりのとりくみは、全国で50ヶ所を越え、準備中のところを含めると100ヶ所を越えるまでに発展していた。こうしたなかで、1977年8月、全国障害者問題研究会第11回全国大会が名古屋において開催されたときに、6都府県の16の作業所が参加して、共同作業所全国連絡会（共作連）が結成されている。このことは、共同作業所づくり運動が、ネットワークづくりの

ためのいわばナショナルセンターをもったことを意味している。

共作連結成の背景として、事務局長の鈴木清覚氏は、「無認可ゆえの財政困難、仕事の確保、専従職員の確保をはじめ、発達を保障する労働内容の検討、認可をめぐる共同作業所の理念や内容を一層発展させていく課題、また認可後の労働組合運動と経営の発展の問題など様々な課題がこの運動の発展の前に横たわっていた<sup>41)</sup>」と述べている。このような課題について、各地の作業所での実践や運動の成果をもちより、交流し、深めあうことを通して共同作業所づくり運動の一層の前進を図ることを目的とし、全国で共通した課題での統一した運動をすすめ、要求実現にとりこんでいったのである<sup>42)</sup>。

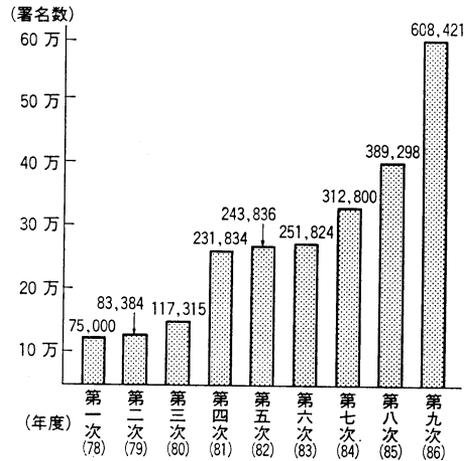
共作連の結成が、「多くの困難をかかえた重度障害児の学校卒業後の進路に悩む親、教師をはじめ関係者をはげまし、希望と勇気を与え、明るい展望をしめす灯となった<sup>43)</sup>」ことは、その後全国各地に共同作業所がつぎつぎに設立されてきた事実がこれを証明している。ちなみに、共作連発足当初の1977年の加盟作業所数は16ヶ所にすぎなかったが、1980年には97ヶ所、1983年には156ヶ所、そして今日では263ヶ所（1986年5月現在）にまで達し、わずか8年9ヶ月で16.4倍という急速な伸びを示している。また、地域的にみても全国的規模でひろがりを見せており、結成当初は栃木・東京・埼玉・愛知・滋賀・京都・大阪・広島・高知など約10都府県にとどまっていたのが、現在では40都道府県に設置されるまでに至っている。さらに、法内施設への移行もすすみ、29の社会福祉法人を有し、法内施設も39ヶ所になっている<sup>44)</sup>。

## （2）無認可作業所の制度化要求

共作連は、結成当初より「無認可共同作業所に対する国庫補助制度の確立」を中心に、政府および国会への要求運動にとりこんできた。なかでも、第1次（1978年）から第9次（1986年）にわたる国会請願運動には、最大限の力が注がれている（第2図）。第1次から第3次の国会請願は、共同作業所への補助金制度化を身体障害者雇用納付金の活用を含めて労働省と厚生省に要求し、この他障害者福祉の制度改善を含めて10項目を併記するものであったが、第4次以降

は、①小規模障害者作業所に対しての国庫補助の早期確立、②授産施設など既存の障害者施設への障害の異なったものの共同利用、の2項目にしぼって政府（厚生省中心）に交渉し、各政党との懇談会をもってきた。この結果、参議院においては1981年の第4次請願以降、毎年全会一致で採択がなされてきたが、衆議院においては、法内施設の最低定員20名を割っている小規模作業所の認知や、障害種別をこ

第2図 共作連国会請願署名数



(出所)『共作連第9回全国集会報告集』1986年、31ページ。

えての共同利用は、現行法（身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法）にそぐわないという理由で、5年間保留されつづけてきたのである。<sup>45)</sup>そして、9年にわたる運動のすえに、1986年5月20日、ついに衆・参両院における同時採択を実現させたのである。<sup>46)</sup>

こうした運動の成果として、関連施策・制度の改善も図られている。例えば、身体障害者通所授産施設が単独で設置できるようになったこと（1980年4月）、通所授産施設の定員が30名から20名に改められたこと、在宅障害者デイ・サービス事業が創設されたこと（1977年4月）、また、精神薄弱者通所援護事業の国庫補助の交付対象が着実に伸びていること、などである。<sup>47)</sup>

また、他方では、地方自治体への補助金制度の確立を求める要求運動があわせてすすめられた。その結果、結成当時には、京都府（1ヶ月1人につき24,000円、府 $\frac{1}{2}$ ・市町村 $\frac{1}{2}$ ）、愛知県（月額12万円、県 $\frac{1}{2}$ ・市町村 $\frac{1}{2}$ ）、東京都（20名以上年額339万円ほか）<sup>48)</sup>などにしかなかった地方自治体の補助金制度は、1980年までに約8割の自治体で確立され、1985年には、47都道府県中、山梨、高知、徳島の3県を除いてすべて補助金制度を持つにまで発展し、これに対して国の対応のお

くれが指摘されているのである。<sup>49)</sup>ちなみに、先の3都府県の1985年度補助金額は、京都府（月額1人36,000円、重度加算9,000円）、愛知県（10人に対して職員1人月額153,000円、2人目から月額104,000円）、東京都（通所授産Aランク年額700万円ほか）<sup>50)</sup>となっている。

この制度の内容については、利用の対象者を精神薄弱者のみに限定したり、補助対象団体の窓口一本化などの問題点が指摘されている。なかでも、例えば、1人あたり月額で1万円（三重県）と5万円（滋賀県）、1ヶ所あたり年額で38万円（秋田県）と750万円（東京都1986年）というように、補助金制度の自治体間格差の存在が問題となっている。しかも、地方自治体独自のこうした制度も、地方「行革」がおしすすめられるも<sup>51)</sup>と、これ以上の財政負担が困難になってきたとされている。政府が「民間活力」や「地域福祉」を強調するのであれば、なによりもまず無認可共同作業所への補助金制度を国家の責任において確立すべきであろう。共作連では、「我々の当面のねがいは、国において本格的な施設制度を確立せよと主張しているわけではなく、多くの困難をかかえつつ、やむにやまれずとりくんでいる実態をふまえてこの無認可小規模作業所への国の補助金制度の確立をねがっているものであり、社会事業法や現行行政と直接には大きな障害となるものではない」として、その要求の正当性を主張している。<sup>52)</sup>

### （3）「自立論」と福祉政策

1986年4月に障害基礎年金が引き上げられたが、7月に厚生省は、在宅障害者や老人ホームなどの施設との「公平」をはかるとして、障害者施設の費用を新たに利用者本人と扶養義務者からの2本立て方式で徴収することを決めてい<sup>53)</sup>る。この政策の背景には、「活力ある福祉社会」の実現のためには施設をなるべく利用させないようにすることにより、福祉の対象者の自立を醸成することが不可欠である、とする福祉観が存在している。この政策に対して、年金や作業工賃などのわずかな収入から徴収し、障害者の自立に必要な生活資金すらおびやかすものであること、また、扶養義務者からも徴収するという考え方は、障害者に生涯にわたって家族の負担による生活を余儀なくさせるもので、かえ

って障害者の自立をはばむものであることが指摘され、「成人になっても障害者の自立を認めないのか」という怒りの声があがっている。<sup>54)</sup>ここにみられるような、施設での「福祉的就労」は自立ではなく「一般雇用」につくことが自立であるとする、臨調「行革」路線のもとで政府の求める自立＝相互扶助論とは全く異なる「自立論」が、障害者運動の中からも提起されている。

重度障害者の労働権保障を軸とする共同作業所づくり運動において、理論的実践的問題として、「自立とは自分で働いて、自分のお金で自分なりの目標やめやすをもって自分の判断と責任、自分で考えて、毎日の生活をつくっていくこと」という内容の自律をすべての障害者に確立することが、今日的課題として求められている。<sup>55)</sup>障害者の自立の問題は、「親なきあとの生活」というかたちで以前から問われてきたが、障害の重さゆえ、また、作業所が通所形態をとっていることから親＝家庭まかせにされてきた問題であった。そして今日では、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化がすすむなかで一層切実な問題になっている。それは、親と一緒にあって、障害者の家庭での生活を自立的な方向へ向け、社会参加を保障し、権利の主体者となるという人間的自立、すなわち障害者の主体形成の課題として問われているわけである。<sup>56)</sup>

さらに、政府はまた、「長寿社会に即した新しい社会経済システムの建設」<sup>57)</sup>を強調して福祉の切り捨てを追求するのであるが、これとは別の立場からも、ハンディキャップを負った人たちを日常の市民生活のなかで支えて「自らが努力すれば生活しやすい社会をつくる」ために、経済のメカニズムに大きな修正を加える必要があるという意見が主張されている。<sup>58)</sup>

以上のような障害者の自立と経済メカニズムの修正という論点にかかわる事例として、1983年4月に開所したゆたか福祉会の「リサイクルみなみ作業所」（身体障害者通所授産施設、定員30名）のとりくみをあげることができよう。ここでは、名古屋市内で分別収集された空ビンや空カンを受け入れて、用途別に選別・整理し、各々の関係先へ買い取ってもらおうという事業を行なっている。これは、これまでの授産施設、共同作業所における作業内容を大きく変えるもので、「資源再利用」「ゴミの減量」「環境問題」と障害者の働く場の創造を結び

つけたとりくみ」であり、地域住民と障害者問題の結びつきを一層強めることになったのである。<sup>59)</sup>この事業は、名古屋市職労清掃支部のよびかけにはじまり、保健委員、地域住民、障害者団体の参加を得て、名古屋市当局の積極的理解のもとに、3年間の様々な運動の結果、第1号の実験工場として実現している。この運動を通して、「労働運動（自治体労働者のたたかい）と障害者運動がこれまでの協力依存関係ではなく、対等平等な立場から共同のとりくみとして運動を本格的に展開」したはじめての経験が生まれたとされている。<sup>60)</sup>

また、同時に開所した「つゆはし作業所」（精神薄弱者通所授産施設、定員30名）では、家庭の「廃食油」を回収して原料として「無公害・天然粉石けん」を製造し、地域社会で販売している。この事業には、琵琶湖をきれいにする運動のなかで生まれた「マルダイ石けん」の技術提供をうけ、これを通じて障害者の社会的自立と高い工賃の保障をめざしている。<sup>61)</sup>

このようなリサイクルや環境問題という地域社会の生活と密接につながった共同作業所づくりの経験は、さらに、仕事おこしの実践として、「自主的・民主的に財政力をもつ集団」<sup>62)</sup>（傍点は原文）を形成する必要性を教えている。すなわち、政府が求める在宅福祉中心の安あがりの「地域福祉」と、「地域の民主化」と結びついた自主的な共同作業所づくり運動という対抗関係のなかで、障害者の自立を支える制度を社会的に保障することが今日の福祉政策における重要な課題として問われているのである。そうした方法のひとつとして、住民が自主的に共同作業所をつくった場合に出資した分を免税にするという考え方が、池上惇氏によって提起されている。<sup>63)</sup>また、共作連では、1955年のILO「障害者の職業更生に関する99号勧告」にもとづいて、先進諸国の多くで制度として確立されている保護雇用制度を要求している。勧告は、「賃金および雇用条件に関する法規が労働者に対して一般的に適用されている場合には、その法規は、<sup>64)</sup>保護雇用のもとにある障害者にも適用すべきである」として、労働者一般と諸権利が平等であるべきだとしている。しかしながら、本稿でみてきたように、わが国では障害者が「福祉的就労」の対象として福祉施設の利用者として位置づけられてきたために、労働者としての諸権利は与えられていない。それゆえ、

障害が重度であっても「障害者の職業能力を見いだしかつ発達させること」<sup>65)</sup>が必要なものであり、そのための社会制度が確立されなければならないのである。

以上のように、共同作業所づくり運動が「自発性にもとづく新しい共同体づくり」であったとするならば、この運動は、「自律した個人の社会的連帯」による「人間の解放」をめざすという社会福祉の課題<sup>66)</sup>を提起しているといえよう。

40) 共同作業所の設置運動が急速に展開してきた背景について、以下の諸点が指摘されている（共作連基本問題研究会報告書『共同作業所づくり運動のいっそうの発展をめざして』1980年8月、1～2ページ）。①わが国の成人期障害者対策があまりにも貧しく、とりわけ重度障害者・重複障害者・精神障害者および障害の種類が異った者の共同利用の可能な労働分野と生活分野を併せもった施設は、法内事業としては全く整備されていない状態であったこと。②既存の障害者施設の多くが、管理主義のもとで運営され、入所者および家族・関係者全体の意見や考え方が反映される機構になっておらず、また事業体の発展のみに専念し、障害者の総合的権利保障を実現していくという視点が欠落していたり、地域の障害者運動との連携がないなどの面で不安や疑問がいだかれたこと。③地域での障害者の権利保障運動が発展するなかで、障害者自身の「働きたい」「友だちがほしい」という要求、家族の「何とか働かせたい」という要求が強く主張されるようになり、こうした個々の要求が組織化されたこと。④障害児の教育権保障運動が1970年代に大きく発展し、1979年度からの養護学校義務化が展望されるなかで、教育権保障に続く避けることのできない障害児学級卒業後の進路問題がにわかにクローズアップしたこと。⑤精神障害者に対しても、医療機関以外の地域における社会福祉的な性格をもった施設の必要性が強く求められてきたこと。⑥地方自治体による補助金制度が1970年代後半に急速に実施されるようになり、また補助額の面でもかなり高い水準に達している自治体も少しずつ増加したこと。⑦共同作業所を開設するにあたっては、法制上の限定や条件に合致する必要はなく、それぞれの条件に応じて比較的簡易に設置しやすいという特性をもっていたこと。

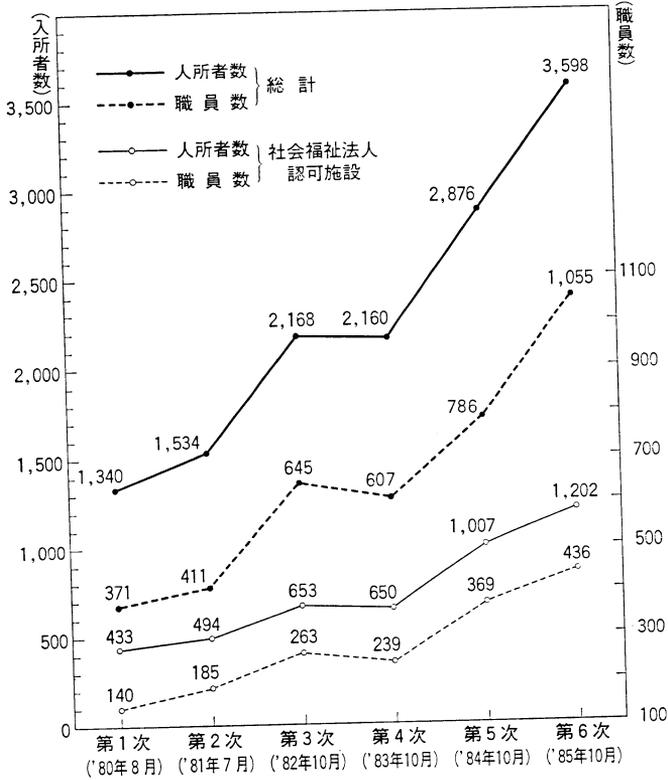
41) 『共作連ニュース』No. 1, 1977年11月15日。

42) 『共作連第1回全国集会報告集』（1978年）、9～10ページ。

43) 鈴木清覚「共同作業所全国連絡会（共作連）の運動」（児島美都子編『障害者雇用制度の確立をめざして』法律文化社、1982年）、282ページ。

44) 前掲、共作連基本問題研究会報告書、4～5ページ。共作連は、これまでに6回の実態調査を行っており、今日では、約3,600人の障害者と1,000人を超える職員を結集している（第3図）。また、入所者のうち70％は、身体障害者雇用促

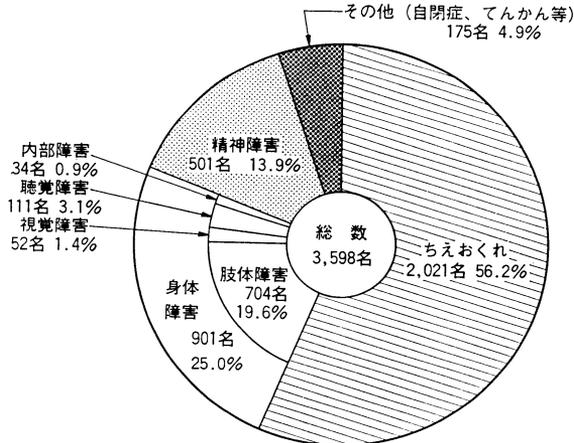
第3図 共作連調査にみる入所者数・職員数



注1) 職員数には、非常勤も含めている。

注2) 第6次調査時の社会福祉法人認可施設（34ヶ所）の平均入所者数は35.4人、平均職員数は12.8人（436人中非常勤が36人）であり、無認可施設185ヶ所の平均入所者数は14.7人、平均職員数は3.8人（619人中非常勤が165人）である。  
（出所）『共作連第9回全国集会報告集』1986年、349ページより作成。

第4図 入所者障害別実態



(資料) 共作連第6次実態調査(1985年10月現在)による。

進法から除外された「ちえおくれ」「精神障害」である(第4図)。そして、共同作業所は、無認可の場合1ヶ所あたり入所者数が約15人というように、小規模であるがゆえに、障害の種別をこえ、地域においてさまざまな障害者の要求を受けとめる「混合型」の利用がなされているのである(同報告書, 10ページ)。

- 45) 共作連『第8次国会請願署名・カンパ学習資料』1985年3月, 1～2ページ。
- 46) その結果, 1986年10月6日の参院予算委員会において, 下村泰氏の質問に答えた斎藤厚相は, 「身体障害者の就労, 生きがいの場として小規模作業所は非常に役に立っており, 来年度予算で助成措置を行うための要求を出している」と述べている(『日本経済新聞』1986年10月7日付)。
- 47) 前掲, 共作連基本問題研究会報告書, 6～7ページ。
- 48) 『共作連ニュース』No. 2, 1978年2月28日。
- 49) 『第103国会参議院社会労働委員会会議録』第1号, 1985年11月14日, 19ページ。その後, 山梨, 徳島で実施されたので, 未実施県は高知県のみとなった。
- 50) 『共作連第9回全国集会報告集』, 352～353ページ。
- 51) 前掲, 共作連基本問題研究会報告書, 13ページ。
- 52) 同上, 17ページ。第104国会において, 共作連の「小規模障害者作業所への助成に関する請願書」が衆・参両院で採択された結果, 1987年度予算厚生省概算要求が目ざされていた。従来の精神薄弱者通所援護事業(児童家庭局障害福祉課, 1ヶ所70万円を177ヶ所)に加え, 新規に在宅重度障害者通所援護事業(社会局更生課, 1ヶ所70万円を100ヶ所)と精神障害者小規模保護作業所助成(保健医

療局精神保健課、1ヶ所80万円を96ヶ所）を概算要求したが、全国に約1,500ヶ所以上ある小規模障害者作業所のうち助成の対象となったのは総計で373ヶ所であり、補助単価の低額さ、団体補助交付方式の形態をとったことなど問題を残している（『共作連ニュース』No. 77, 1986年9月25日）。

- 53) 精神薄弱者援護施設等は従来より扶養義務者から徴収していたが、今回の費用徴収基準の「改正」によって、例えば年収が74,000円（年24万円までは授産就労控除）、年金月額64,845円の障害者の事例では、本人徴収月額5,400円、扶養義務者徴収月額は、入所3年未満の場合8,000円、入所3年以上の場合20,150円になると試算されている（『共作連ニュース』No. 74, 1986年6月25日）。
- 54) 『赤旗』1986年7月2日付。なお、「長寿社会に向かって選択する」と題した1985年版『厚生白書』は、国民は長い人生を過ごす過程でさまざまなニーズに直面する可能性を有しており、これに応じたサービスを提供するのが社会保障制度であるから、「社会保障は今や救貧対策ではない」として、「負担者と受益者の生活上の均衡という観点から受益者に受益の程度に応じて負担を求めていくことを原則とし」、「受益者のコスト意識を喚起し、サービスの必要に乏しい者の参入を抑制し、必要の高い者に十分なサービスの提供を行う」としている（15ページ）。そうして、1986年度予算案とともににはじまった「補助金カット」「徴収金の改訂」「老人保健法の改悪」などの「福祉全面見直し」のなかで、「従来の施設収容偏重から、在宅福祉の重視への転換」が打ち出されたのである。
- 55) 前掲、共作連基本問題研究会報告書、51ページ。
- 56) 同上、52～54ページ。したがって、親から別居することを自立だとする単純な親＝敵論とは異なっている。また、制度論としても、作業所のような「福祉的就労」の形態はもちろん、様々な身辺自立的「生活指導」を中心とする生活施設での生活をも含めて「自立」を考えること、すなわち労働権を中軸とする障害者の権利の総合的保障が課題となっているといえよう。
- 57) 『厚生白書』1985年版、14ページ。
- 58) 伊東光晴『転換期の日本経済』（NHK市民大学）、日本放送出版協会、1985年、106～116ページ。そこでは、「オムロン太陽」を例に、今日の科学技術の発展のもとで、マイクロコンピュータを利用して重度身障者の残存機能を補い、1人当たり労働生産性を健常者と同一水準にし、「自ら働いて自分の生活を支える」という「新しい福祉の思想」が提起されている。しかしながらそれは、身体障害者を対象としている点で（したがって労働生産性を健常者と同一にすることに力が置かれている）、共同作業所づくり運動が提起したすべての障害者の働く権利を保障するという福祉思想とは異なる。
- 59) リサイクルみなみ作業所職員集団『障害者の新たな働く場の創造をめざして』

- 1984年12月，1ページ。
- 60) 同上，6ページ。
- 61) 西尾，前掲論文，46ページ。つゆはし作業所も，「家から安心してかよえる作業所がほしい」という母親3人が，初めは民家の四畳半から出発し，6年間職員とともに無認可作業所としてのあらゆる困難をのりこえて認可施設化を実現したものである。
- 62) 池上惇『民主主義日本の憲章』大月書店，1983年，84ページ。
- 63) 池上惇『減税と地域福祉の論理』三嶺書房，1984年，vページ。そこでは，「人間として生きがいのある生活を創造しようとするならば，税負担を軽くして，福祉を充実する，というより合理的なシステムを求めようになる」（ivページ，傍点は原文）とされている。
- 64) ILO，1955年の障害者の職業更生に関する99号勧告，VIII（引用は，国際障害者年推進会議編『国際障害者年 国連・海外関係資料集』全国社会福祉協議会，1983年，116ページ。ただし訳文は「身体障害者」となっているが，勧告の内容上から「障害者」とあらためた）。
- 65) 同上，X（同上，117ページ）。
- 66) 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社，1986年，10ページ，21ページ。

#### IV. むすびにかえて

共同作業所にも円高不況の影響がおよび，仕事がない日が続いたり，また廃品回収で集めた古新聞の単価が切り下げられるなどの事態が報じられている<sup>67)</sup>。こうした困難な状況のなかでも，共同作業所の職員のなかには，大卒で7～8万円の賃金で頑張っている人たちが少なからずいる。なぜだろうか。共同作業所づくりには，重度障害者の労働権の保障という新たな理念を自分たちの手で確立し，実践している創造の喜びがあり，運動を広げていく社会的連帯のなかで，障害者が発達し，親が変わり，職員が成長し，地域住民が変わるといふ，人間が発達することを体験する喜びがあるからではないかと思われる。

以上みてきた共同作業所づくり運動の歴史は，社会から仕事を与えられなかった境遇を逆転させ，自らが仕事をつくり出してきたとりくみを外へ広げて

いく社会運動としての発展の過程であった。そして、そのためには、自治体労働組合をはじめ多くの団体と手を結び、民主的な地域社会をつくることが不可欠であるとする、いわば自分たちの手で福祉社会を作りあげるという発想を持つにいたったのである。つまり、行政から排除されたものが、行政を変え、新たな福祉理念を作り出してきたという歴史の弁証法をみることができるのである。われわれは、塩田庄兵衛氏がいわれるように、「運動の成果として人間の変革がすすみ、社会の進歩があった<sup>68)</sup>」という関係を、共同作業所づくり運動においてもはっきりと確認することができたのである。

そして、国際障害者年行動計画（1980年1月30日採択）の次の言葉は、日本の未来にたいして警鐘を鳴らしているように思える。と同時に、この一節こそ、障害者問題の真の性格が何であるかをわれわれに啓示しているのではなかろうか。

「社会は、全ての人々のニーズに適切に、最善に対応するためには今なお学ばねばならない。社会は、一般的な物理的環境、社会保健事業、教育、労働の機会、それからまたスポーツを含む文化的・社会的生活全体が障害者にとって利用しやすいように整える義務を負っているのである。これは単に障害者のみならず、社会全体にとっても利益となるものである。ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである<sup>69)</sup>」。

67) 『赤旗』1986年9月19日付、および『朝日新聞』1987年1月21日付。

68) 塩田庄兵衛『日本社会運動史』岩波書店、1982年、281ページ。

69) 国際障害者年行動計画（1980年1月）の第63項（引用は、前掲『国際障害者年国連・海外関係資料集』、14ページ）。

#### 〔追記〕

「身体障害者雇用促進法一部改正案」要綱について平井芳相より諮問されていた身体障害者雇用審議会（白井泰四郎会長）は、その後、同法の対象者を身体障害者のほかに精神薄弱者、精神障害者にまで拡大して、すべての障害者を対象とし、法律の名称も「障害者の雇用の促進等に関する法」に変更するという答申を出している。しかしながら、依然として精神薄弱者については、雇用を義務づけるのではなく、雇用率を計算するさいにその対象に加えるというだけにとどまっている（『赤旗』1987年1月22日付）。